

後期高齢者医療制度のお知らせ

●ジェネリック医薬品をご存知ですか？

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品(新薬)の特許が切れたあとに販売される、先発医薬品と同様の効用を持つと国に認められたお薬です。先発医薬品に比べて、開発に要する費用や期間が少なく済むため、価格が安くなり、医療機関等で支払うお薬代が安くなります。ぜひご利用ください。

※ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師によくご相談ください。

■協定保養所利用助成のご案内

被保険者の皆さんの健康の保持・増進を目的として、協定保養所に宿泊した場合、1泊につき1,000円(4月から翌年3月31日までの期間に全保養所あわせて4泊まで)を助成します。

場 所	協定保養所名	電話番号
豊田市	豊田市 百年草	0565・62・0100
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム 松ヶ島	0594・42・3330
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	0562・82・0211
田原市	シーサイド伊良湖	0531・35・1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533・68・4696

※レイクサイド入鹿は平成30年3月31日で閉館となりました。

ご利用方法

協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療被保険者」であることを伝えて、直接申し込んでください。宿泊当日、保養所の窓口で「保険証」を提示し、「利用カード」の交付(押印)を受けてください。精算時に利用料金に対し、1,000円を助成します。

※宿泊プラン・料金については、各協定保養所に直接お問い合わせください。

問合先 愛知県後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎955・1205

保険・年金

診察券

平成30年4月から国民健康保険制度のしくみが変わります

今までの国保制度は市町村ごとに運営されていましたが、平成30年4月からは、都道府県も市町村とともに国保運営を担うこととなります。

また、国保の加入資格の取得・喪失は都道府県単位になります。同一都道府県内の他市町村への転出等であれば、世帯の継続性が保たれている場合には、平成30年4月以降の療養において発生した高額療養費の多数回該当の該当回数は引き継ぎ、通算されるようになり、加入者の負担が軽減されます。

国保運営のしくみが変更になっても、加入者の皆様の医療の受け方や保険税の納付・各種届出・申請の窓口は今までとおり変わりません。

問合先 保険医療課

☎444・3168

国民年金保険料の学生納付特例申請手続きのお知らせ

国民年金の第1号被保険者である学生で、国民年金保険料を納付することが困難な場合、保険料の納付が

猶予される「学生納付特例制度」があります。

納付特例承認期間は年金額には反映されませんが、障害基礎年金や遺族基礎年金を請求する場合は、資格期間の対象となります(10年以内に追納すると年金額に反映されます)。

平成29年度に申請された方で、今年度も在学予定期間がある方には、日本年金機構から申請書(はがき形式)が送付されます。引き続き学生納付特例を希望される方は、必要事項を記入し、投函してください。

対象 前年の所得が118万円以下(扶養親族がない場合)である20歳以上の学生

必要な物

- ① 年金手帳
- ② 学生証(有効期限が平成31年3月までであるもの)、または在学証明書(発行日が平成30年4月1日以降のもの)

※学生証(表・裏はコピー可)

③ 印鑑

詳しくは、お問い合わせください。

問合先 中村年金事務所

☎453・7200

保険医療課

☎444・3168

## 障害基礎年金制度のお知らせ

障害基礎年金は、病気やけがによって生活や仕事に制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

ただし、障害基礎年金は病気やけがで初めて医師または歯科医師(以下「医師等」といいます)の診療を受けたときに「国民年金」に加入していた場合に請求できます(20歳前や60歳以上65歳未満(年金制度に加入していない期間)で、日本国内に住んでいるあいだに初診日がある場合を含みます)。

※必ず受け取ることができるわけではありません。

また、障害基礎年金を請求するためには、年金の納付状況などの条件が設けられている場合があります。

請求の条件・方法等は請求される方によって異なるため、詳細に関してはお問い合わせください。

**問合せ** 中村年金事務所

☎4533・72000

保険医療課

☎4444・31688

## 募集



### 協働によるまちづくりのための第4期まちづくり委員会委員募集

まちづくり委員会は、市民等と行政が協働してまちづくりを進めるため、必要な事項について調査検討等を行う委員会です。

協働の取り組みに関心があり、自らまちづくり活動に取り組んでいる、またその意欲のある市民の皆さんを募集します。

### 主な任務

「協働によるまちづくりの推進」について、調査・検討する会議への参加(年5回程度)

市イベント等の参加・協力(年3回程度)

### 任期

2年

**対象** 満18歳(平成30年4月2日現在)以上の市内在住、または在勤の方

**募集人数** 6人程度

**報酬** 市の条例に基づき支給(会議時のみ)

**応募期限** 4月20日(金)まで(必着)

**応募方法** 応募用紙に必要事項を記入のうえ、企画政策課(本庁舎)へ提出してください。なお、応募用紙は企画政策課に用意してあります。

**郵送** 〒490-1292(住所不要)

あま市役所企画政策課 あて

FAX 444・0982 (企画政策課)

あて)

✉ kikaku@city.amalg.jp

**審査及び選考** 応募用紙をもとに第1次審査(書類選考)を行い、第1次審査通過者には第2次審査を行います。

**問合せ** 企画政策課  
☎444・1712

### 市民記者募集

**広報あまの記事をつくってみませんか**

・市民記者が取材、編集した記事を年に12回程度広報あまに掲載します。

・ページの企画、取材、執筆、写真撮影はすべて市民記者で話し合って進めてもらいます。

・市は市民記者の要望に応じた支援などを行います。

**対象** 18歳以上で市内に住所を有し、幅広い広報活動への協力が行える方

**その他** 会議、取材などに関する手当はありません。

**申込** 「あま市市民記者申込書」に必要事項を記入のうえ、企画政策課(本庁舎)へ直接お持ちいただくか郵送、またはFAXで申し込みください。

## 都市計画

### 名古屋都市計画生産緑地地区の変更

名古屋都市計画生産緑地地区の都市計画を変更しました。関係図書は、次のとおり縦覧できます。

**縦覧場所** 都市計画課(本庁舎)

**問合せ** 都市計画課

☎441・7112

### 名古屋都市計画地区計画の決定

名古屋都市計画地区計画(沖之島中央地区)の都市計画を決定しました。関係図書は、次のとおり縦覧できます。

**縦覧場所** 都市計画課(本庁舎)

**問合せ** 都市計画課

☎441・7112